

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）	（第 一 条 関 係）	1
二	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）	（第 二 条 関 係）	3
三	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）	（附則第十一条関係）	4
四	肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）	（附則第十二条関係）	5
五	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）	（附則第十四条関係）	9
六	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）	（附則第十六条関係）	12
七	地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）	（附則第十八条関係）	16
八	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）	（附則第十九条関係）	17
九	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十七号）	（附則第二十条関係）	18
十	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）	（附則第二十三条関係）	19
十一	林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）	（附則第二十四条関係）	21

[illegible]

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法 （目的） 第一条 この法律は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 （名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとする。 （センターの目的） 第三条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。 （役員） 第七条 （略）	独立行政法人農林水産消費技術センター法 （目的） 第一条 この法律は、独立行政法人農林水産消費技術センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 （名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農林水産消費技術センターとする。 （センターの目的） 第三条 独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）は、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図り、もって一般消費者の利益の保護に資することを目的とする。 （役員） 第七条 （略）

六 (略) 五 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十七条第一項の規定による立入検査 四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十七条第一項の規定による立入検査、質問及び収去 三 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の第二項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の第三項の規定による立入検査 二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の第二項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第三十条の第三項の規定による立入検査及び質問 一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の九第二項第六号の規定による検査並びに同法第二十条の二第一項及び第二項の規定による立入検査	2 センターに、役員として、理事四人以内を置くことができる。 (業務の範囲) 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 六 (略) 七 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。 八 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。 九 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。 十 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。 十一 (略) 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の九第二項第六号の規定による検査並びに同法第二十条の二第一項及び第二項の規定による立入検査
二 (略)	2 センターに、役員として、理事二人以内を置くことができる。 (業務の範囲) 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 六 (略) 七 (略) 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の九第二項第六号の規定による検査並びに同法第二十条の二第一項及び第二項の規定による立入検査

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（研究所の目的） 第三条 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。 （業務の範囲） 第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略） 三 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。	（研究所の目的） 第三条 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。 （業務の範囲） 第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略） 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（登録認定機関の登録） 第十六条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「センター」という。）に、当該申請が第十七条の二第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。	（登録認定機関の登録） 第十六条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「センター」という。）に、当該申請が第十七条の二第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

○ 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（登録） 第七条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときは、この限りでない。 2・3 （略）	（登録） 第七条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときは、この限りでない。 2・3 （略）
（仮登録） 第八条 第六条第一項の規定により仮登録の申請があつたときは、農林水産大臣は、センターに申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせなければならない。ただし、申請に係る肥料が次条第三項の規定により仮登録を取り消されたものであるときは、調査をさせないでその申請を却下することができる。 2・4 （略）	（仮登録） 第八条 第六条第一項の規定により仮登録の申請があつたときは、農林水産大臣は、検査所に申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせなければならない。ただし、申請に係る肥料が次条第三項の規定により仮登録を取り消されたものであるときは、調査をさせないでその申請を却下することができる。 2・4 （略）
第九条 農林水産大臣は、仮登録をされている肥料につきセンターに肥効試験を行わせた結果、申請書に記載された栽培試験の成績	第九条 農林水産大臣は、仮登録をされている肥料につき検査所に肥効試験を行わせた結果、申請書に記載された栽培試験の成績が

が真実であると認めたときは、遅滞なく、第三条の規定により公定規格を定めるとともに、当該肥料を登録しなければならない。

2
～
4 (略)

(申請による適用植物の範囲等の変更の登録又は仮登録)

第十三条の二 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、センターに申請書の記載事項及び特定普通肥料の見本について調査をさせ、その調査の結果、当該申請に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合には、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときを除き、遅滞なく、変更の登録又は仮登録をし、かつ、登録証又は仮登録証を書き替えて交付しなければならない。

3 (略)

(センターによる立入検査等)

第三十条の二 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に係る場所の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査等の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従って第一項の立入検査等を行ったときは、農林水産省令の定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 (略)

真実であると認めたときは、遅滞なく、第三条の規定により公定規格を定めるとともに、当該肥料を登録しなければならない。

2
～
4 (略)

(申請による適用植物の範囲等の変更の登録又は仮登録)

第十三条の二 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、検査所に申請書の記載事項及び特定普通肥料の見本について調査をさせ、その調査の結果、当該申請に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合には、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときを除き、遅滞なく、変更の登録又は仮登録をし、かつ、登録証又は仮登録証を書き替えて交付しなければならない。

3 (略)

(検査所による立入検査等)

第三十条の二 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に係る場所の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により検査所に立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせる場合には、検査所に対し、当該立入検査等の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 検査所は、前項の指示に従って第一項の立入検査等を行ったときは、農林水産省令の定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 (略)

(行政処分)	第三十一条 (略)	2・3 (略)	4 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、セ ンター に肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となったため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該肥料の譲渡若しくは引渡し又は施用を制限し、又は禁止することができる。
5～7 (略)	(国内管理人に係る立入検査等)	第三十三条の三 (略)	2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、セ ンター に、国内管理人の事務所その他その業務に係る場所 に 立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。
3 (略)	(外国生産肥料の登録の取消し等)	第三十三条の五 (略)	一五 (略) 六 農林水産大臣が、肥料の取締り上必要があると認めて、その職員又はセ ンター に、登録外国生産業者の事業場、倉庫その他第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの生産又は販売の業務に係る帳簿書類について、当該肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は検査のため必要な最小量の当該肥料若しくはその原料を無償で提供しようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質
(行政処分)	第三十一条 (略)	2・3 (略)	4 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、検査 所 に肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となったため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該肥料の譲渡若しくは引渡し又は施用を制限し、又は禁止することができる。
5～7 (略)	(国内管理人に係る立入検査等)	第三十三条の三 (略)	2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、検査 所 に、国内管理人の事務所その他その業務に係る場所 に 立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。
3 (略)	(外国生産肥料の登録の取消し等)	第三十三条の五 (略)	一五 (略) 六 農林水産大臣が、肥料の取締り上必要があると認めて、その職員又は検査 所 に、登録外国生産業者の事業場、倉庫その他第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの生産又は販売の業務に係る帳簿書類について、当該肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は検査のため必要な最小量の当該肥料若しくはその原料を無償で提供しようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質

質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。 七 (略) 八 農林水産大臣が、第三十一条第四項に規定する検査方法に従い、<u>センター</u>に第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となつたため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため、登録外国生産業者に対し、当該肥料の譲渡又は引渡しの制限又は停止を請求したにもかかわらず、当該登録外国生産業者がこれに応じなかつたとき。 九 十一 (略) 2 4 (略)	質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。 七 (略) 八 農林水産大臣が、第三十一条第四項に規定する検査方法に従い、<u>センター</u>に第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となつたため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため、登録外国生産業者に対し、当該肥料の譲渡又は引渡しの制限又は停止を請求したにもかかわらず、当該登録外国生産業者がこれに応じなかつたとき。 九 十一 (略) 2 4 (略) (<u>センター</u>に対する命令) 第三十三条の六 農林水産大臣は、第七条第一項、第八条第一項及び第十三条の二第二項（これらの規定を第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の調査、第九条第一項（第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の肥効試験、第三十条の二第一項の立入検査等、第三十一条第四項の検査並びに第三十三条の三第二項の立入検査及び質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、<u>センター</u>に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。 第四十一条 第三十三条の六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした<u>センター</u>の役員は、二十万円以下の過料に処する。
問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。 七 (略) 八 農林水産大臣が、第三十一条第四項に規定する検査方法に従い、<u>検査所</u>に第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となつたため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため、登録外国生産業者に対し、当該肥料の譲渡又は引渡しの制限又は停止を請求したにもかかわらず、当該登録外国生産業者がこれに応じなかつたとき。 九 十一 (略) 2 4 (略)	(<u>検査所</u>に対する命令) 第三十三条の六 農林水産大臣は、第七条第一項、第八条第一項及び第十三条の二第二項（これらの規定を第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の調査、第九条第一項（第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の肥効試験、第三十条の二第一項の立入検査等、第三十一条第四項の検査並びに第三十三条の三第二項の立入検査及び質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、<u>検査所</u>に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。 第四十一条 第三十三条の六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした<u>検査所</u>の役員は、二十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
（農薬の登録） 第二条 （略） 2 （略） 3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。 一 〓 六 （略） 4 〓 6 （略） （申請による適用病虫害の範囲等の変更の登録） 第六条の二 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、<u>センター</u>に農薬の見本について検査をさせ、その検査の結果次項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく、変更の登録をし、かつ、登録票を書き替えて交付しなければならない。 3 ・ 4 （略） （<u>センター</u>による検査） 第十三条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、<u>センター</u>に、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない	（農薬の登録） 第二条 （略） 2 （略） 3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、<u>独立行政法人農薬検査所</u>（以下「<u>検査所</u>」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。 一 〓 六 （略） 4 〓 6 （略） （申請による適用病虫害の範囲等の変更の登録） 第六条の二 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、<u>検査所</u>に農薬の見本について検査をさせ、その検査の結果次項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく、変更の登録をし、かつ、登録票を書き替えて交付しなければならない。 3 ・ 4 （略） （<u>検査所</u>による検査） 第十三条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、<u>検査所</u>に、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない

い。 2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。 3 センターは、前項の指示に従つて第一項の集取又は立入検査を行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。 4 第一項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、同項の規定により集取又は立入検査をするセンターの職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。	。 2 農林水産大臣は、前項の規定により検査所に集取又は立入検査を行わせる場合には、検査所に対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。 3 検査所は、前項の指示に従つて第一項の集取又は立入検査を行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。 4 第一項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、同項の規定により集取又は立入検査をする検査所の職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。
(監督処分) 第十四条 (略) 2 (略) 3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、センターに農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。 4・5 (略)	(監督処分) 第十四条 (略) 2 (略) 3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、検査所に農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。 4・5 (略)
(国内管理人に係る報告及び検査) 第十五条の三 (略) 2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。 3 (略)	(国内管理人に係る報告及び検査) 第十五条の三 (略) 2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。 3 (略)
(外国製造農薬の登録の取消し等) 第十五条の五 (略) 一 (略)	(外国製造農薬の登録の取消し等) 第十五条の五 (略) 一 (略)

二 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職員又はセンターに登録外国製造業者から検査のため必要な数量の当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支払って集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。 三・四 (略) 2・3 (略)	(センターに対する命令) 第十五条の六 農林水産大臣は、第二条第三項及び第六条の二第二項（これらの規定を第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の検査、第十三条の二第一項の集取及び立入検査、第十四条第三項の検査並びに第十五条の三第二項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。 第二十一条 第十五条の六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。
二 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職員又は検査所に登録外国製造業者から検査のため必要な数量の当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支払って集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。 三・四 (略) 2・3 (略)	(検査所に対する命令) 第十五条の六 農林水産大臣は、第二条第三項及び第六条の二第二項（これらの規定を第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の検査、第十三条の二第一項の集取及び立入検査、第十四条第三項の検査並びに第十五条の三第二項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。 第二十一条 第十五条の六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした検査所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（検定及び表示） 第五条 第三条第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。 一・二 （略） 2・3 （略） （合格の表示等） 第六条 センターは、特定飼料等について前条第一項の検定を行い、これが第三条第一項の規定により定められた当該特定飼料等に係る規格に適合しているときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に前条第一項本文の表示を付さなければならない。 2・3 （略） （センターによる調査） 第十条 特定飼料等製造業者は、第七条第一項の登録の申請に係る事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、センターの行う調査を受けることがで	（検定及び表示） 第五条 第三条第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）が農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。 一・二 （略） 2・3 （略） （合格の表示等） 第六条 検査所は、特定飼料等について前条第一項の検定を行い、これが第三条第一項の規定により定められた当該特定飼料等に係る規格に適合しているときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に前条第一項本文の表示を付さなければならない。 2・3 （略） （検査所による調査） 第十条 特定飼料等製造業者は、第七条第一項の登録の申請に係る事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、検査所の行う調査を受けることができ

きる。

2 センターは、前項の調査をした事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法が、それぞれ前条第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準及び第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録外国特定飼料等製造業者の登録の取消し等)

第二十二条 農林水産大臣は、登録外国特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 四 (略)

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに、登録外国特定飼料等製造業者の事業場、倉庫その他特定飼料等の製造の業務に係る場所において、本邦に輸出される特定飼料等、その原料若しくは材料若しくは業務に係る帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は特定飼料等若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六・七 (略)

2 (略)

(センターの検定の義務)

第五十三条 第三十八条の規定は、センターが行う第五条第一項の検定について準用する。

(センターによる立入検査等)

第五十七条 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合におい

る。

2 検査所は、前項の調査をした事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法が、それぞれ前条第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準及び第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録外国特定飼料等製造業者の登録の取消し等)

第二十二条 農林水産大臣は、登録外国特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 四 (略)

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又は検査所に、登録外国特定飼料等製造業者の事業場、倉庫その他特定飼料等の製造の業務に係る場所において、本邦に輸出される特定飼料等、その原料若しくは材料若しくは業務に係る帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は特定飼料等若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六・七 (略)

2 (略)

(検査所の検定の義務)

第五十三条 第三十八条の規定は、検査所が行う第五条第一項の検定について準用する。

(検査所による立入検査等)

第五十七条 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合におい

て必要があると認めるときは、センターに、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査等の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従つて第一項の規定による立入検査等を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4
(略)

(センターに対する命令)

第五十八条 農林水産大臣は、第五条第一項の検定、第十条第一項（第十一条第二項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の調査及び前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(手数料)

第六十条 第五条第一項の検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料をセンターに納付しなければならない。

て必要があると認めるときは、検査所に、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせる場合には、検査所に対し、当該立入検査等の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 検査所は、前項の指示に従つて第一項の規定による立入検査等を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4
(略)

(検査所に対する命令)

第五十八条 農林水産大臣は、第五条第一項の検定、第十条第一項（第十一条第二項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の調査及び前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(手数料)

第六十条 第五条第一項の検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を検査所に納付しなければならない。

2 (略)	2 (略)
3 第十条第一項（第十一条第二項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の調査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料をセンターに納付しなければならない。	3 第十条第一項（第十一条第二項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の調査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を検査所に納付しなければならない。
4・5 (略)	4・5 (略)
6 第一項及び第三項の手数料は、センターの収入とする。	6 第一項及び第三項の手数料は、検査所の収入とする。
(センターがした処分に係る審査請求)	(検査所がした処分に係る審査請求)
第六十二条 センターがした第五条第一項の検定の業務に係る処分に不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。	第六十二条 検査所がした第五条第一項の検定の業務に係る処分に不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。
第七十三条 第五十八条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。	第七十三条 第五十八条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした検査所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
（センターによる立入検査） 第十七条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、製造業者又は販売業者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。 3 センターは、前項の指示に従つて第一項の立入検査を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。 4 （略） （センターに対する命令） 第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。 第二十五条 第十八条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。	（検査所による立入検査） 第十七条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）に、製造業者又は販売業者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定により検査所に立入検査を行わせる場合には、検査所に対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。 3 検査所は、前項の指示に従つて第一項の立入検査を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。 4 （略） （検査所に対する命令） 第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。 第二十五条 第十八条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした検査所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（附則第十九条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（センター等による立入検査等） 第三十二条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。 一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人水産総合研究センター 農林水産大臣 二・三 （略） 2／5 （略）	（センター等による立入検査等） 第三十二条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所及び独立行政法人水産総合研究センター 農林水産大臣 一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所及び独立行政法人水産総合研究センター 農林水産大臣 二・三 （略） 2／5 （略）

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十七号）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （独立行政法人農林水産消費安全技術センターに関する経過措置） 第四条 独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、特定日までの間は、旧法第十四条の二第一項の農林水産省令で定められた種類の農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十四条第二項及び第三項、第十四条の二第一項、第十八条第二項並びに第二十条第一項の規定は、なおその効力を有する。 2・3 （略）	附 則 （独立行政法人農林水産消費技術センターに関する経過措置） 第四条 独立行政法人農林水産消費技術センターは、特定日までの間は、旧法第十四条の二第一項の農林水産省令で定められた種類の農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。この場合において、旧法第十四条第二項及び第三項、第十四条の二第一項、第十八条第二項並びに第二十条第一項の規定は、なおその効力を有する。 2・3 （略）

改 正 案	現 行
（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い） 第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。 。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い） 第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。 。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術

別表第三（第二百二十四条の三関係）

（略）	（削る。）	（略）
（略）	（削る。）	（略）

的読替えは、政令で定める。

別表第三（第二百二十四条の三関係）

（略）	独立行政法人林木育種センタ	（略）
（略）	法（平成十一年法律第百八十九号）	（略）

○ 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国等に関する特例） 第三十一条 国が所有者等である指定採取源については第六条の規定、国、都道府県又は独立行政法人森林総合研究所が行う生産事業及び配布事業については第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十九条及び次条から第三十五条までの規定は、適用しない。 2・3 （略）	（国等に関する特例） 第三十一条 国が所有者等である指定採取源については第六条の規定、国、都道府県又は独立行政法人林木育種センターが行う生産事業及び配布事業については第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十九条及び次条から第三十五条までの規定は、適用しない。 2・3 （略）

○ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（緊急時の要請等） 第二十七条（略） 2（略） 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十号）第十三条第一項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十八条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十五条第一項の規定による要請をするよう求めることができる。	（緊急時の要請等） 第二十七条（略） 2（略） 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十号）第十三条第一項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十八条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十五条第一項の規定による要請をするよう求めることができる。

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）

（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあつては独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては独立行政法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。	附 則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては独立行政法人林木育種センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあつては独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。